

使用済ペットボトル市況の変化への対応

市況の変化

平成20年秋の市況の急落においては、以下のような状況が生じる可能性が生じた。

- ①市町村で独自に売却などをする予定だった使用済ペットボトルの引取先が決まらず、保管施設に滞留。
- ②輸出されていた廃ペットボトルが国内で再商品化され国内流通が増加。国内でリサイクル製品の価格が大幅に下落。



対応

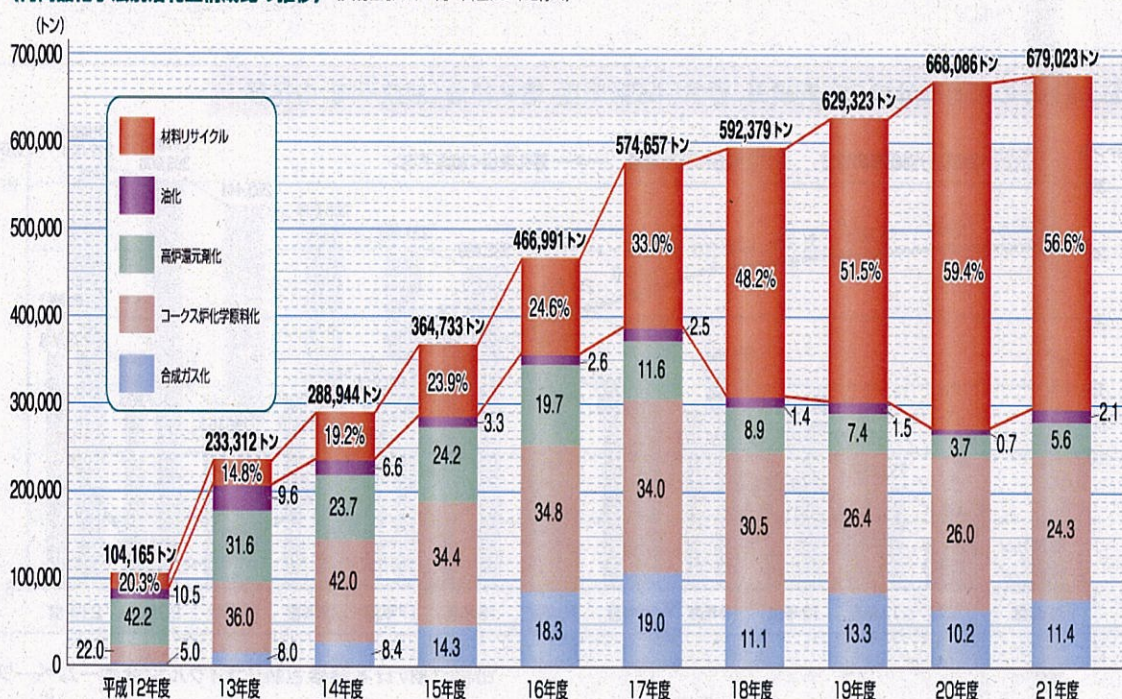
通常、1年に1度入札を実施し、市町村からの引取量や価格について決定しているが、年度ごとの運用にかかわらず、以下のように柔軟に対応した。

- ①従来独自処理を行っていた市町村を含め、指定法人への引き渡しの追加申込みを受け付け。
- ②指定法人とリサイクル事業者との間ですでに締結している昨年度分の契約について、市況の急変に対応し年度途中の契約変更を容認。

11

プラスチック製容器包装の再商品化手法ごとの落札量及び構成比の推移

〈再商品化手法別落札量構成比の推移〉(契約量[トン/年] 白色トレイを除く)



※財団法人日本容器包装リサイクル協会資料を一部加工

12

プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会 プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の 在り方に係る中間取りまとめ

プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る
中間取りまとめ(平成22年度入札に向けた取りまとめ)(平成21年9月15日)

○平成22年度において導入すべき措置

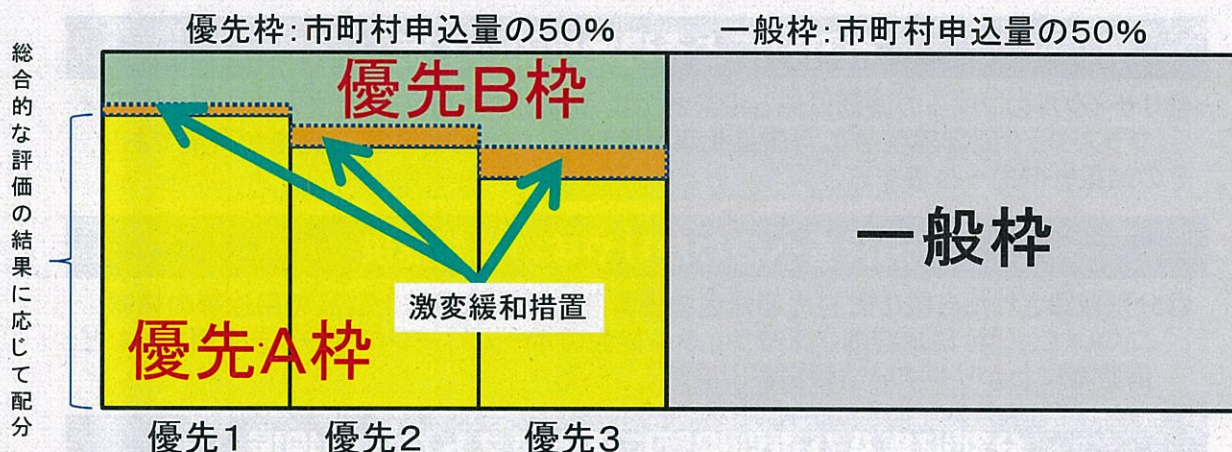
- ・材料リサイクル手法の優先的取扱いの総量に上限を設けるとともに、材料リサイクル手法の質の向上等のための総合的な評価を行い、優先的取扱いの中での運用に反映。
- ・これまでの落札結果の動向も踏まえて、暫定的に、優先枠を市町村申込量の50%とする。
- ・入札制度以外の改善として、①再商品化業務の厳格化、適切な履行及び容リ協会の運営の改善、②各主体における透明性向上に係る措置、③市町村による分別収集の質の向上の促進、④関係者による「共創」の促進、を実施すべき。

○中長期的課題について

- ・中間取りまとめ以降の中長期的課題の議論においては、以下の点を検討し、概ね来年夏頃までに結論を得られるよう議論を進める。
 - 材料リサイクルの優先的取扱いの在り方
 - 市町村の意向の反映
 - リサイクルシステムの高度化
 - リサイクルの適正性・安定性の向上
 - その他総合的な資源化の推進等

13

平成22年度プラスチック製容器包装 再商品化事業者入札について



○優先A枠

総合的な評価の結果に応じて、個々の事業者の処理能力(落札可能量)の一部を優先A枠分とし、その落札決定手続を、優先B枠にさらに優先して行う(A枠においては、従来の優先的取扱いに比して競争的な環境を導入)

※激変緩和措置: 事業者毎に、H21優先的取扱いを受けた量とH22優先A枠での落札可能量の激変を緩和する

○優先B枠

個々の事業者の優先B枠分については、優先枠の総量から優先A枠の総量を除いた量を母数として、優先事業者間で入札を行う(したがって、競争倍率は、A枠よりも相対的に高くなる)

○一般枠

ケミカル事業者、優先的取扱いの権利の無い又は優先的取扱いの権利を放棄する材料事業者が入札を行う

○市町村の申込量に対し、初めに優先A枠について落札量を決定し、市町村の申込量に残がある場合、優先B枠、一般枠の順に落札量を決定する。

14